

清谿園短期入所 特別養護老人ホーム サービス利用料金表

◎介護保険（要介護）・介護予防（要支援）給付サービス

※自己負担額は、自治体発行による負担割合証に基づきます。

●併設型ユニット型短期入所生活介護費サービス（Ⅰ）

及び 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費サービス（Ⅰ）

要支援・要介護度	給付単位数	1日当りの利用料金	自己負担（1割）	自己負担（2割）
要支援 1	523 単位	5,230 円	523 円	1,046 円
要支援 2	649 単位	6,490 円	649 円	1,298 円
要介護 1	696 単位	6,960 円	696 円	1,392 円
要介護 2	764 単位	7,640 円	764 円	1,528 円
要介護 3	838 単位	8,380 円	838 円	1,676 円
要介護 4	908 単位	9,080 円	908 円	1,816 円
要介護 5	976 単位	9,760 円	976 円	1,952 円

●機能訓練体制加算

（介護保険・介護予防対象）	給付単位数	1日当りの利用料金	自己負担（1割）	自己負担（2割）
加算料金	12 単位	120 円	12 円	24 円

●職員配置等にかかる加算

（介護保険・介護予防対象）	給付単位数	1日当りの利用料金	自己負担（1割）	自己負担（2割）
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22 単位	220 円	22 円	44 円
（介護保険のみ対象）	給付単位数	1日当りの利用料金	自己負担（1割）	自己負担（2割）
看護体制加算Ⅰ	4 単位	40 円	4 円	8 円
看護体制加算Ⅱ	8 単位	80 円	8 円	16 円
夜勤職員配置加算Ⅱ	18 単位	180 円	18 円	36 円

※サービス提供体制強化加算（Ⅰ）・・・介護福祉士80%以上又は勤続10年以上の介護福祉士35%以上での加算。

※看護体制加算Ⅰ・・・常勤の看護師を1名以上配置している場合加算。

※看護体制加算Ⅱ・・・看護職員の数で常勤換算方式で入所者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であり、配置基準の数に1を加えた数以上である事。
看護師により24時間連絡できる体制を確保している場合加算。

※夜勤職員配置加算Ⅱ・・・夜勤勤務時間帯に常勤換算方式で、夜勤職員数基準を1名以上上回って配置している場合に加算。

●送迎費

(介護保険・介護予防対象)	給付単位数	1日当りの利用料金	自己負担(1割)	自己負担(2割)
送迎加算(片道)	184 単位	1,840 円	184 円	368 円

●介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (介護保険・介護予防対象)

※1ヶ月あたりの総単位数に、8.3%を乗じて得た単位数(小数点以下四捨五入)が加算されます。

●介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (介護保険・介護予防対象)

※1ヶ月あたりの総単位数に、2.7%を乗じて得た単位数(小数点以下四捨五入)が加算されます。

●その他介護給付サービス加算 (必要な方のみ)

	給付単位数	1日当りの利用料金	自己負担(1割)	自己負担(2割)
緊急短期入所受入加算	90 単位	900 円	90 円	180 円

※当日利用される事が計画されてなく緊急に利用された場合。

	給付単位数	1食当りの利用料金	自己負担(1割)	自己負担(2割)
療養食加算	8 単位	80 円	8 円	16 円

※医師の指示のもと、治療の一環として食事を提供した場合。

	給付単位数	1日当りの利用料金	自己負担(1割)	自己負担(2割)
若年性認知症利用者受入加算	120 単位	1,200 円	120 円	240 円

※若年性認知症利用者の特性やニーズに応じサービスの提供を行った場合。

●減算

(介護保険・介護予防対象)	給付単位数	1日当りの利用料金
長期利用者減算	-30 単位	-300 円

※短期入所を連続で30日以上利用した場合の31日目以降の減算

●介護保険給付外サービス

	ユニット型個室 居住費(1日)	食費(1日)
1 段階	820 円	300 円
2 段階	820 円	600 円
3 段階 ①	1,310 円	1,000 円
3 段階 ②	1,310 円	1,300 円
4 段階	2,006 円	1,445 円

食費内訳	
朝食	380 円
昼食	665 円
夕食	400 円